

一般財団法人なら建築住宅センター確認検査手数料規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、別に定める一般財団法人なら建築住宅センター確認検査業務規程第47条第1項に基づき、一般財団法人なら建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する確認検査業務の手数料について、必要な事項を定める。

（建築物に関する確認手数料）

第2条 建築物の確認手数料は、確認1件につき、別表【第1】に掲げるとおりとする。

2 建築基準法第6条の3第1項ただし書きの規定による審査（以下「ただし書き審査」という。）を要する建築物を含む場合の確認手数料は、別表【第2】に掲げる審査手数料を前項の規定による確認手数料に加算した額とする。ただし書き審査を要する建築物の審査手数料については、棟毎（エキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分はそれぞれ別の建築物とする。）に適用する。

3 確認申請に係る建築計画が、建築基準法施行令（昭和25年政令338号。以下「令」という。）第129条の2第1項に規定する避難安全検証法等別表【第3】に掲げる設計方法による場合の確認手数料は、適用する設計方法に応じた審査手数料を第1項の規定による確認手数料に加算した額とする。

4 第1項の規定により適用する別表【第1】の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める床面積について算定する。

- （1） 建築物を建築（移転を除く。（2）号及び（3）号において同じ。）する場合は、当該建築に係る部分の床面積とする。
- （2） 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンターから受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。
- （3） 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンター以外の者から受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積と当該変更に係る部分以外の部分の床面積を合計した面積とする。
- （4） 建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする場合は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。
- （5） 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンターから受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。
- （6） 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンター以外の者から受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積と当該変更に係る部分以外の部分の床面積の2分の1の面積を合計した面積とする。

5 第2項の規定により適用する別表【第2】の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- （1） 建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合は、当該建築、修繕又は模様替に係る建築物の床面積とする。
- （2） ただし書き審査を含む確認を受けた建築物の計画を変更して建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合は、当該変更に係

る建築物の床面積（増加する部分がある場合は、その部分の床面積に、2を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの）の2分の1とする。

- (3) ただし書き審査を含まない確認を受けた建築物の計画を変更してただし書き審査に係る建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合は、第(1)号に定める床面積とする。

- 6 第3項の規定により適用する別表【第3】の対象床面積の合計は、適用する設計方法に係る建築物の床面積の合計を「対象床面積」と読み替えて適用する。ただし、第4項第(2)号に該当するもので、別表【第3】に掲げる設計方法に係る建築物の部分において、変更がない場合は、第3項の規定を適用せず、変更後において第3項の規定に該当することとなる場合においては、第4項中「床面積の2分の1」とあるのを「対象床面積」と読み替えて、同表各欄の括弧内に掲げる額を適用する。

（既存不適格建築物への遡及適用がある増築等の確認手数料）

第2条の2 既存の建築物に構造耐力規定の遡及適用がある確認を要する増築又は改築（以下「増築等」という。）の確認申請に係る手数料は、当該確認申請における増築等に係る建築物の床面積の合計と、当該遡及適用される建築物の部分の床面積の合計の面積を合計した面積により、別表【第1】を適用する。

- 2 前項の規定に係る遡及適用される建築物の部分が判定を要する建築物である場合においては、当該遡及適用される建築物の部分は新たに建築される部分とみなして、前条第2項及び第5項を適用する。
- 3 既存の建築物の部分と合わせて別表【第3】に掲げる設計方法による増築等の確認手数料は、既存の建築物の部分を含む当該設計方法が適用されている建築物の床面積の合計を対象床面積として、前条の規定を適用する。

（建築設備に関する確認手数料）

第3条 法第6条第1項第1号から第3号の建築物に設置する昇降機（第3項のホームエレベーター及び小荷物専用昇降機を除く。以下同じ。）の確認手数料（直前の確認をセンター以外の者から受けている場合の計画の変更を含む。）は、確認1件につき、別表【第4】の1(1)に掲げるとおりとする。

- 2 確認を受けた前項の昇降機の計画を変更する場合の確認手数料（直前の確認をセンターから受けている場合の計画の変更に限る。）は、別表【第4】の2(1)に掲げるとおりとする。
- 3 法第6条第1項第1号から第3号の建築物に設置するホームエレベーター及び小荷物専用昇降機（昇降路の出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられている室の床面より50cm未満の小荷物専用昇降機に限る。以下同じ。）の確認手数料（直前の確認をセンター以外の者から受けている場合の計画の変更を含む。）は、確認1件につき、別表【第4】の1(2)に掲げるとおりとする。
- 4 確認を受けた前項のホームエレベーター及び小荷物専用昇降機の計画を変更する場合の確認手数料（直前の確認をセンターから受けている場合の計画の変更に限る。）は、別表【第4】の2(2)に掲げるとおりとする。

（工作物に関する確認手数料）

第4条 令第138条第1項及び第3項（第2号を除く。）に規定する工作物の確認手数料（直前の確認をセンター以外の者から受けている場合の計画の変更を含む。）は、確認1件につき、別表【第5】イ表 1に掲げるとおりとする。

- 2 確認を受けた前項の工作物の計画を変更する場合の確認手数料（直前の確認をセンターから受けている場合の計画の変更に限る。）は、別表【第5】イ表 2に掲げるとおりとする。
- 3 令第138条第2項第1号に規定する工作物の確認手数料（直前の確認をセンター以外の者から

受けている場合の計画の変更を含む。)は、確認1件につき、別表【第5】ロ表 1に掲げるとおりとする。

4 確認を受けた前項の工作物の計画を変更する場合の確認手数料(直前の確認をセンターから受けている場合の計画の変更に限る。)は、別表【第5】ロ表 2に掲げるとおりとする。

5 令第138条第2項第2号及び第3号に規定する工作物の確認手数料(計画の変更を含む。)は、確認1件につき、別表【第5】ハ表 1に掲げるとおりとする。

6 令第138条第3項第2号に規定する工作物である自動車車庫に関する確認手数料は、第2条第4項中「床面積の合計」とあるのを「築造面積の合計」と読み替えて、別表【第1】を適用する。

(建築物に関する中間検査手数料)

第5条 建築物の中間検査手数料は、中間検査1件につき、直前の確認済証又は中間検査合格証をセンターから受けた建築物の場合、別表【第6】に掲げるとおりとする。また、直前の確認済証又は中間検査合格証をセンター以外の者から受けた建築物の場合、別表【第6】に掲げる手数料に別表【第1】に掲げる確認手数料相当額を加算した額とする。なお、当該加算する手数料は中間検査申請前に必要とする再チェックを行う際に徴収する。

2 前項の規定により適用する別表【第6】の床面積の合計は、構造毎の特定工程までの全ての床面積の合計とする。

3 工区分け等により段階的に中間検査を受けようとする場合は、当該工区分けをした部分の構造毎の特定工程までの全ての床面積の合計とする。

4 センターが中間検査を行ったもので、手直し工事等により再検査を行う場合の追加手数料は、別表【第6】に掲げる手数料の2分の1を限度に徴収することができる。

(建築物に関する完了検査手数料)

第6条 建築物の完了検査手数料は、完了検査1件につき、直前の確認済証、中間検査合格証又は仮使用認定通知書をセンターから受けた建築物の場合、別表【第7】に掲げるとおりとする。また、直前の確認済証、中間検査合格証又は仮使用認定通知書をセンター以外の者から受けた建築物の場合、別表【第7】に掲げる手数料に別表【第1】に掲げる確認手数料相当額を加算した額とする。なお、当該加算する手数料は完了検査申請前に必要とする再チェックを行う際に徴収する。

2 前項の規定により適用する別表【第7】の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築(移転を除く。)する場合は、当該建築に係る部分の床面積とする。

(2) 建築物の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1とする。

3 センターが完了検査を行ったもので、検査又は追加説明書の審査の結果、再検査を行う場合の追加手数料は、別表【第7】に掲げる手数料の2分の1を限度に徴収することができる。

（建築設備に関する完了検査手数料）

第7条 昇降機の完了検査手数料は、完了検査1件につき、直前の確認をセンターから受けた昇降機の場合、別表【第4】の3(1)に掲げるとおりとする。また、直前の確認をセンター以外の者から受けた昇降機の場合、別表【第4】の3(1)に掲げる手数料に別表【第4】の1(1)に掲げる確認手数料相当額を加算した額とする。なお、当該加算する手数料は完了検査申請前に必要とする再チェックを行う際に徴収する。

2 ホームエレベーター及び小荷物専用昇降機の完了検査手数料は、完了検査1件につき、直前の確認をセンターから受けたホームエレベーター及び小荷物専用昇降機の場合、別表【第4】の3(2)に掲げるとおりとする。また、直前の確認をセンター以外の者から受けたホームエレベーター及び小荷物専用昇降機の場合、別表【第4】の3(2)に掲げる手数料に別表【第4】の1(2)に掲げる確認手数料相当額を加算した額とする。なお、当該加算する手数料は完了検査申請前に必要とする再チェックを行う際に徴収する。

3 センターが前2項の完了検査を行ったもので、検査又は追加説明書の審査の結果、再検査を行う場合の追加手数料は、別表【第4】の3(1)又は(2)に掲げる手数料の2分の1を限度に徴収することができる。

（工作物に関する完了検査手数料）

第8条 令第138条第1項及び第3項（第2号を除く。）に規定する工作物の完了検査手数料は、完了検査1件につき、直前の確認をセンターから受けた工作物の場合、別表【第5】イ表 3に掲げるとおりとする。また、直前の確認をセンター以外の者から受けた工作物の場合、別表【第5】イ表 3に掲げる手数料に別表【第5】イ表 1に掲げる確認手数料相当額を加算した額とする。なお、当該加算する手数料は完了検査申請前に必要とする再チェックを行う際に徴収する。

2 令第138条第2項第1号に規定する工作物の完了検査手数料は、完了検査一件につき、直前の確認をセンターから受けた工作物の場合、別表【第5】ロ表 3に掲げるとおりとする。また、直前の確認をセンター以外の者から受けた工作物の場合、別表【第5】ロ表 3に掲げる手数料に別表【第5】ロ表 1に掲げる確認手数料相当額を加算した額とする。なお、当該加算する手数料は完了検査申請前に必要とする再チェックを行う際に徴収する。

3 令第138条第2項第2号及び第3号に規定する工作物の完了検査手数料は、完了検査一件につき、直前の確認をセンターから受けた工作物の場合、別表【第5】ハ表 2に掲げるとおりとする。また、直前の確認をセンター以外の者から受けた工作物の場合、別表【第5】ハ表 2に掲げる手数料に別表【第5】ハ表 1に掲げる確認手数料相当額を加算した額とする。なお、当該加算する手数料は完了検査申請前に必要とする再チェックを行う際に徴収する。

4 令第138条第3項第2号に規定する工作物である自動車車庫の完了検査手数料は、完了検査1件につき、直前の確認をセンターから受けた自動車車庫の場合、第6条第2項中「床面積の合計」とあるのを「築造面積の合計」と読み替えて別表【第7】を適用する。また、直前の確認をセンター以外の者から受けた自動車車庫の場合、前段で読み替えて適用する別表【第7】に掲げる手数料に、第4条第6項で読み替えて適用する別表【第1】に掲げる確認手数料相当額を加算した額とする。なお、当該加算する手数料は完了検査申請前に必要とする再チェックを行う際に徴収する。

5 センターが前4項の完了検査を行ったもので、検査又は追加説明書の審査の結果、再検査を行う場合の追加手数料は、別表【第5】イ表 3、ロ表 3、ハ表 2又は前項前段で読み替えて適用する別表【第7】に掲げる完了検査手数料の2分の1を限度に徴収することができる。

（仮使用認定手数料）

第9条 建築物の仮使用認定手数料は、仮使用認定1件につき、直前の確認又は中間検査をセンターから受けた建築物の場合、別表【第9】に掲げるとおりとする。また、直前の確認又は中間検査をセンター以外の者から受けた建築物の場合、別表【第9】に掲げる仮使用認定手数料に別表【第1】に掲げる確認手数料相当額を加算した額とする。なお、当該加算する手数料は仮使用認定に係る現場検査前に必要とする再チェックを行う際に徴収する。

2 別表【第9】の床面積の合計は、仮使用に係る部分の床面積の合計とする。ただし、直前の仮使用認定をセンターで受けている場合は、次の各号に定める床面積を除く。

(1) 直前の仮使用認定を受けている部分が、今回仮使用認定を受けようとする部分と同一棟である場合は、当該仮使用認定を受けている部分の床面積の2分の1。

(2) 直前の仮使用認定を受けている部分が、今回仮使用認定を受けようとする部分と別棟である場合は、当該仮使用認定を受けている部分の床面積の全部。

3 昇降機の仮使用認定手数料は、第7条第1項の規定を準用する。

4 ホームエレベーター及び小荷物専用昇降機の仮使用認定手数料は、第7条第2項の規定を準用する。

5 令第138条第3項に規定する製造施設等の工作物の仮使用認定手数料は、第8条第1項の規定を準用する。

6 令第138条第2項第1号に規定する観光用の乗用エレベーター等の工作物の仮使用認定手数料は、第8条第2項の規定を準用する。

7 令第138条第2項第2号及び第3号に規定する遊戯施設等の工作物の仮使用認定手数料は、第8条第3項の規定を準用する。

8 令第138条第3項第2号に規定する工作物である自動車車庫の仮使用認定手数料は、第8条第4項の規定を準用する。

9 仮使用認定の申請において、第1項又は第3項から第8項の規定に基づく仮使用認定手数料を一律に適用しがたい場合は、当該申請に係る仮使用認定手数料の額は、別に理事長が定める。

（追加説明書の審査手数料）

第10条 完了検査申請に係る建築物、建築設備又は工作物について、確認を受けた計画を変更（建築基準法施行規則第3条の2に規定する軽微な変更を除く。）した場合の追加説明書の審査手数料は、第2条第4項（2）号、第3条第2項若しくは第4項又は第4条第2項若しくは第4項の規定を適用する。

（同じ補正事項について繰り返し再補正を求めなければならない場合等の確認手数料の加算）

第11条 確認申請（計画の変更を含む。以下この条において同じ。）の事前審査、補正通知を行った建築物について、補正を終えたと申出されたにも関わらず、同じ補正事項について繰り返し再補正を求めなければならない場合並びに本来、整合が図られているべき意匠図、設備図、構造図間の整合審査及び構造図、構造計算書間の整合審査において、繰り返し整合について再補正を求めなければならない場合には、その補正通知書の中で手数料の加算に関する予告通知を行い、その後も上記の再補正を求めた場合は、確認申請引受け時に第2条の確認手数料に当該予告通知で提示した後の補正対応一度につき300円加算する。

（遠隔地における検査手数料の加算）

第12条 中間検査、完了検査又は仮使用認定を行う場所が次の各号に該当する場合は、当該各号に定める遠隔地検査手数料を加算する。

(1) 宇陀郡（曽爾村、御杖村）吉野郡（川上村、東吉野村）

遠隔地検査手数料 10,000 円

- (2) 吉野郡（天川村、野迫川村、下北山村、上北山村、十津川村）

遠隔地検査手数料 16,000 円

（手数料の減額）

第13条 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額する。

- (1) 4件以上の確認申請で建築（築造）場所が同所（同一団地内等）、かつ申請に係る建築物等の用途、構造及び規模がほぼ同一の場合で、同時申請された確認申請は、別表【第8】の1(1)に掲げる額とする。
 - (2) 4件以上の中間検査又は完了検査の実施日が同日、検査場所が同所（同一団地内等）、かつ検査に係る建築物等の用途、構造及び規模等がほぼ同一の場合で、同時申請された中間検査又は完了検査申請は、別表【第8】の1(2)に掲げる額とする。
- 2 センターが適合証明の設計検査を同時に行う場合の確認手数料の減額は、別表【第8】の2に掲げる額とする。
- 3 センターが瑕疵担保責任保険の躯体検査、適合証明の中間現場検査若しくは竣工現場検査又は住宅性能評価の竣工検査（以下「関連業務の検査」という。）を同時に行う場合の中間検査又は完了検査手数料の減額は、別表【第8】の3(1)又は(2)に掲げる額とする。
- 4 平成28年4月以降に造成工事が完成した一体の団地内において、同一事業者（施工者）が住宅等を建設するため、センターに確認申請20件以上を提出される場合の完了検査手数料の減額は、別表【第8】の4に掲げる額とする。
- 5 奈良県以外の区域の一体の団地内において、同一事業者（施工者）が住宅等を建設するため、センターに確認申請50件以上を提出される場合の確認手数料、中間検査手数料及び完了検査手数料の額は、別表【第1】の1、別表【第6】の1及び別表【第7】の1奈良県版の額とする。
- なお、本項の規定の適用を受けたものは、前項の規定を適用しない。
- 6 建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）のうち、次の各号に掲げる建築物等の確認手数料は、それぞれに定める手数料の2分の1とする。
- (1) 災害により滅失し、または損壊のため、当該発生の日から6ヶ月以内に確認申請が提出された建築物等
 - (2) センターが特別の理由があると認めた建築物
- 7 理事長が別途必要と認める場合、それぞれに定める手数料を減額することができる。

附則

この規程は平成20年1月1日から施行する。

経過措置

この規程の施行の際に確認済証の交付又は確認申請書を受付（契約）しているものは、当該確認申請物件に係る中間検査手数料及び完了検査手数料の適用については、なお従前の例による。

附則

この規程は平成20年7月18日から施行する。

経過措置

旧手数料に比べて増額となっている手数料は、平成20年10月1日以降の確認申請（平成20年9月30日までに事前審査願を受け付けたものを除く。）引受分から適用する。また従前の確認手数料による計画変更の確認手数料は、従前の例による。

注 意

中間検査及び完了検査におけるクロス申請については、中間又は完了検査前に法適合性を確保するために念のため申請に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合していることの再チェックを行います。つきましては、検査日までに再チェックができない場合は、中間検査又は完了検査をお引き受けできない場合があります。

附則

この規程は平成21年1月1日から施行する。

附則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成27年6月1日から施行する。

附則

この規程は平成27年7月1日から施行する。

附則

この規程は平成28年6月1日から施行する。

附則

この規程は平成28年10月11日から施行する。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成31年1月19日から施行する。

経過措置

確認手数料については、平成31年4月19日以降の確認申請（平成31年4月18日まで
に事前審査願を受け付けたものを除く。）引受分から適用する。また従前の確認手数料によ
る計画変更の確認手数料は、従前の例による。

留意事項

追加説明書の審査手数料は、平成31年4月19日以降の検査申請引受分から適用する。
また、当該手数料は確認申請引受時の計画変更の手数を適用する。

附則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

経過措置

改定後の手数料については、令和2年4月1日以降の確認申請（令和2年3月31日までに
事前審査願を受け付けた奈良県内の案件を除く。）引受分から適用する。

留意事項

令和2年3月31日までの確認済証に係る計画変更の確認手数料及び追加説明書の審査手
料も改定後の手数料を適用する。

附則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は令和3年7月12日から施行する。

附則

この規程は令和5年1月1日から施行する。

一般財団法人なら建築住宅センター確認検査手数料規程（令和3年7月12日施行）別表

[別表【第1】：建築物の確認手数料（第2条第1項関係）]

別表【第1】の1 奈良県版

床面積の合計	確認手数料（単位：円）	
	建築物の種類	
	構造計算書 無	構造計算書 有
100㎡以内のもの	16,000	20,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	21,000	35,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	30,000	66,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	54,000	117,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	77,000	166,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	250,000	
3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	350,000	
5,000㎡を超え、7,000㎡以内のもの	450,000	
7,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	550,000	
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	680,000	
20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの	820,000	
30,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	900,000	
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	1,200,000	
100,000㎡を超えるもの	1,500,000	

別表【第1】の2 京都府（京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）・大阪府・和歌山県（和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、高野町）版

床面積の合計	確認手数料（単位：円）	
	建築物の種類	
	構造計算書 無	構造計算書 有
100㎡以内のもの	22,000	36,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	28,000	49,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	41,000	75,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	60,000	130,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	90,000	180,000

[別表【第2】：建築基準法第6条の3第1項ただし書き審査手数料（第2条第2項関係）]

床面積の合計	審査手数料（単位:円）
200㎡以内のもの	68,000
200㎡を超え 500㎡以内のもの	97,000
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの	113,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの	128,000
2,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	153,000
10,000㎡を超え 50,000㎡以内のもの	204,000
50,000㎡を超えるもの	374,000
参考：確認手数料は、[別表【第1】の確認手数料（ただし、床面積 2,000㎡以内の場合は構造計算書 有）] + [別表【第2】の審査手数料] を合計した額	

[別表【第3】：避難安全検証法等手数料（第2条第3項関係）]

対象床面積	審査手数料（単位:円）			
	設計方 法			
	避難安全 検 証 法	耐火・防火区 画性能検証法	限界耐力 計算法	天空率設 計法
500㎡以内のもの	42,000 (21,000)	42,000 (21,000)	42,000 (26,000)	5,000 (3,000)
500㎡を超え 1,000㎡以内のもの				10,000 (5,000)
1,000㎡を超え 2,000㎡以内のもの				16,000 (8,000)
2,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	70,000 (35,000)	70,000 (35,000)	70,000 (40,000)	28,000 (17,000)
10,000㎡を超えるもの	98,000 (49,000)	98,000 (49,000)	98,000 (64,000)	42,000 (25,000)
○ただし、各設計方法について、国土交通大臣の認定を受けたものは、適用しない。				
○第2条第4項第2号の規定を適用する場合においては、新たに同条第3項が適用されることとなる場合を除き、本表各欄括弧内の額を適用する。				

[別表【第4】：建築設備に関する確認検査手数料（第3条、第7条関係）]

1. 建築設備の確認手数料（第3条第1項、第3項関係）（単位：円） （直前の確認をセンター以外の者から受けている場合の計画変更を含む。）		
一の申請に係る建築設備の設置数	(1) 1の昇降機の 確認手数料	(2) 1のホームエレベーター・小荷物専用昇降機 の確認手数料
① 3以下の場合	20,000	18,000
② 4以上9以下の場合	18,000	16,000
③ 10以上の場合	16,000	14,000
2. 建築設備の計画変更の確認手数料（直前の確認をセンターから受けている場合に限る。） （第3条第2項、第4項関係）（単位：円）		
一の申請に係る建築設備の設置数	(1) 1の昇降機の 確認手数料	(2) 1のホームエレベーター・小荷物専用昇降機 の確認手数料
① 3以下の場合	17,000	14,000
② 4以上9以下の場合	15,000	12,000
③ 10以上の場合	13,000	10,000
3. 建築設備の完了検査手数料（直前の確認をセンターから受けた建築設備の場合） （第7条第1項、第2項関係）（単位：円）		
一の申請に係る建築設備の設置数	(1) 1の昇降機の 完了検査手数料	(2) 1のホームエレベーター・小荷物専用昇降機 の完了検査手数料
① 3以下の場合	28,000	25,000
② 4以上9以下の場合	25,000	22,000
③ 10以上の場合	22,000	20,000
※：直前の確認をセンター以外の者から受けた建築設備の完了検査手数料は、表の[3. 完了検査手数料]+[1. 確認手数料]を合計した額（第7条第1項2項関係）		

[別表【第5】：工作物に関する確認検査手数料（第4条、第8条関係）]

[イ表：令第138条第1項及び第3項（第2号を除く。）：煙突、広告塔、高架水槽、擁壁等、製造施設等]

1. 工作物（令第138条第1項及び第3項（第2号を除く。））の確認手数料（第4条第1項関係）（単位：円） （※：直前の確認をセンター以外の者から受けている場合の計画変更を含む。）	
申請に係る工作物の最高高さ	1の工作物の確認手数料
① 4m 以内のもの	20,000
② 4m を超え、10m 以内のもの	26,000
③ 10m を超え、15m 以内のもの	38,000
④ 15m を超え、20m 以内のもの	46,000
⑤ 20m を超えるもの	55,000
2. 工作物（令第138条第1項及び第3項（第2号を除く。））の計画変更の確認手数料（直前の確認をセンターから受けた工作物に限る。）（第4条第2項、第4項関係）（単位：円）	
申請に係る工作物の最高高さ	1の工作物の確認手数料
① 4m 以内のもの	14,000
② 4m を超え、10m 以内のもの	21,000
③ 10m を超え、15m 以内のもの	32,000
④ 15m を超え、20m 以内のもの	39,000
⑤ 20m を超えるもの	46,000
3. 工作物（令第138条第1項及び第3項（第2号を除く。））の完了検査手数料（直前の確認をセンターで受けた場合）（第8条第1項～第3項関係）（単位：円）	
申請に係る工作物の最高高さ	1の工作物の完了検査手数料
① 4m 以内のもの	20,000
② 4m を超え、10m 以内のもの	28,000
③ 10m を超え、15m 以内のもの	41,000
④ 15m を超え、20m 以内のもの	49,000
⑤ 20m を超えるもの	57,000
※：直前の確認をセンター以外の者から受けた工作物の完了検査手数料は、表の[3. 完了検査手数料]＋1. 確認手数料]を合計した額（第8条第1項～第3項関係）	
※：上記における最高の高さの算定においては、令第138条第1項第2号（鉄柱等）に該当するものは15m、第3号（広告塔等）に該当するものにあつては4mを超える部分の高さとする。	

[ロ表：令第138条第2項第1号：観光用の乗用エレベータ又はエスカレーター]

1. 工作物（令第138条第2項第1号）の確認手数料（第4条第3項関係）（単位：円） （※：直前の確認で、センター以外の者から受けている工作物の計画変更を含む。）	
申請に係る工作物の数	1の工作物の確認手数料
① 3以下の場合	20,000
② 4以上9以下の場合	18,000
③ 10以上の場合	16,000
2. 工作物（令第138条第2項第1号）の計画変更の確認手数料（直前の確認をセンターから受けた工作物に限る。）（第4条第4項関係）（単位：円）	
申請に係る工作物の数	1の工作物の確認手数料
① 3以下の場合	17,000
② 4以上9以下の場合	14,000
③ 10以上の場合	11,000
3. 工作物（令第138条第2項第1号）の完了検査手数料（直前の確認をセンターから受けた工作物の場合）（第8条第2項関係）（単位：円）	
申請に係る工作物の数	1の工作物の完了検査手数料
① 3以下の場合	28,000
② 4以上9以下の場合	25,000
③ 10以上の場合	22,000
※：直前の確認をセンター以外の者から受けた工作物の完了検査手数料は、表の[3. 完了検査手数料]+[1. 確認手数料]を合計した額（第8条第2項関係）	

[ハ表：令第138条第2項第2号及び第3号の工作物：コースター、メリーゴーランドの遊戯施設等]

1. 遊戯施設等（令第138条第2項第2号及び第3号）の確認手数料（計画変更の場合を含む。）（第4条第5項関係）（単位：円）	
1の遊戯施設等の確認手数料	別途見積
2. 遊戯施設等（令第138条第2項第2号及び第3号）の完了検査手数料（第8条第3項関係）（単位：円）	
1の遊戯施設等の完了検査手数料	別途見積

[別表【第6】：建築物の中間検査手数料表]（第5条第1項関係）]

別表【第6】の1 奈良県版

床面積の合計	中間検査手数料（単位：円）
100㎡以内のもの	17,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	22,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	35,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	57,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	80,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	142,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	195,000
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	312,000
50,000㎡を超えるもの	650,000
※：直前の確認をセンター以外の者からから受けた建築物の中間検査手数料は、表の[6. 中間検査手数料]+[1. 確認手数料]を合計した額（第5条第1項関係）	

別表【第6】の2 京都府（京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）・大阪府・和歌山県（和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、高野町）版

床面積の合計	中間検査手数料（単位：円）
100㎡以内のもの	23,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	26,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	39,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	62,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	90,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	158,000
※：直前の確認をセンター以外の者からから受けた建築物の中間検査手数料は、表の[6. 中間検査手数料]+[1. 確認手数料]を合計した額（第5条第1項関係）	

〔別表【第7】：建築物の完了検査手数料表〕（第6条関係）〕

別表【第7】の1 奈良県版

床面積の合計	完了検査手数料（単位：円）			
	省エネ適合性判定なし		省エネ適合性判定あり	
	中間検査合格証を受けた建築物	左記以外の建築物	中間検査合格証を受けた建築物	左記以外の建築物
100㎡以内のもの	15,000	16,000		
100㎡を超え、200㎡以内のもの	20,000	21,000		
200㎡を超え、500㎡以内のもの	37,000	38,000	44,000	46,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	61,000	62,000	74,000	75,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	82,000	86,000	98,000	104,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	153,000	166,000	185,000	200,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	215,000	234,000	257,000	281,000
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	351,000	371,000	421,000	445,000
50,000㎡を超えるもの	722,000	741,000	866,000	889,000
※：直前の確認をセンター以外の者から受けた建築物の完了検査手数料は、 表の〔7. 完了検査手数料〕＋〔1. 確認手数料〕を合計した額（第6条第1項関係）				

別表【第7】の2 京都府（京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）・大阪府・和歌山県（和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、高野町）版

床面積の合計	完了検査手数料（単位：円）			
	省エネ適合性判定なし		省エネ適合性判定あり	
	中間検査合格証を受けた建築物	左記以外の建築物	中間検査合格証を受けた建築物	左記以外の建築物
100㎡以内のもの	18,000	20,000		
100㎡を超え、200㎡以内のもの	20,000	21,000		
200㎡を超え、500㎡以内のもの	39,000	58,000	46,000	69,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	63,000	94,000	75,000	112,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	84,000	124,000	100,000	150,000
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	155,000	233,000	187,000	281,000
※：直前の確認をセンター以外の者から受けた建築物の完了検査手数料は、 表の〔7. 完了検査手数料〕＋〔1. 確認手数料〕を合計した額（第6条第1項関係）				

[別表【第8】：手数料減額表]（第12条関係）]

1. 確認手数料、中間・完了検査手数料の減額（第 12 条第 1 項関係：同所・同一建築物用途、構造及び規模等の同時申請）（単位：円）		
	(1)確認手数料の減額 ＜同所＞	(2)中間・完了検査手数料 の減額 ＜同所・同日＞
	確認の件数が4件以上の場合の4件目からの減額	検査の件数が4件以上の場合の4件目からの減額
1 の建築物等	1,000	1,000
2. 確認手数料の減額（第 12 条第 2 項関係：適合証明の設計検査との同時申請）（単位：円）		
	確認手数料の減額	
1 の建築物等	1,000	
3. 中間・完了検査手数料の減額（第 12 条第 3 項関係：関連業務（住宅性能保証、適合証明、住宅性能評価）との同時検査）（単位：円）		
	(1)中間検査手数料の減額	(2)完了検査手数料の減額
1 の建築物等	1,000	1,000
4. 完了検査手数料の減額（第 12 条第 4 項関係：同一団地内で同一事業者（施工者）が 20 件以上の申請）		
	完了検査手数料の減額	
1 の建築物等	1,000	
※：同時に行う関連業務の検査毎に減額する。		

[別表【第9】：建築物の仮使用認定手数料]（第9条第1項関係）]

床面積の合計	仮使用認定手数料（単位:円）
500㎡以内のもの	115,000
500㎡を超え2,000㎡以内のもの	138,000
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	250,000
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	350,000
10,000㎡を超えるもの	450,000